

主従業員、欲員ヲ左ノ如ク補充スルント  
 カナハノ欲員クニ名  
 解版女工、欲員クニ名  
 主職後工クニ名採用スルント  
 主職將匠在備制度ヲ撤廃スルント  
 主女子月給ハ従業員日ノ與ヘ其ノ日給、全額支給スルント  
 主事議中ノ月給ヲ全額支給スルコト  
 主事強費用ヲ全額支給スルコト  
 主事強組合加入自由  
 主事強組合加入自由  
 附帯事項トシテ水要求ニ對シ絶対ニ犠牲者ヲ出サハルコト  
 九二九・一一・二一

三光印刷従業員一同  
 日本労働組合同盟 滝野川支部  
 関東合同労働組合

三光印刷所々長  
 大島貞吉殿

4 12 1  
 920

勞秘第三九九二號  
 昭和四年十二月五日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿  
 社會局長 吉田茂殿  
 各廳府縣長官 役(海運京都大阪關川各府知)

三光印刷所勞働爭議ニ關スル件(第三報)

既報首領爭議其後、状況左記ノ通りニ有之  
 記

一、工場主側  
 資金運轉意ノ如クナラス裏面僅カニ印刷工間業組合ヨリ臨時職工十四名、  
 供給ヲ受ケ作業ヲ繼續シ居レリ  
 二、職工側  
 既報ノ通り前議圖本部ニ集合シ氣勢ヲ振ツテ、アリ客月二十八日滝野川所

